

湘南鎌倉医療大学教授会規程

(設置)

第 1 条 この規程は、湘南鎌倉医療大学学則第 12 条第 2 項に基づき、教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教授会は、専任の教授及び准教授をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の職員を加えることができる。

(招集及び議長)

第 2 条 学長は教授会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるとき、または欠けたときは、学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 教授会は原則として月 1 回招集する。ただし、学長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、学長は教授会を招集しなければならない。

(議事)

第 3 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって開会する。

2 教授会開催日において、出張、研修、休職、停職及びその他の事由により勤務を離れる者は、前項の構成員には含まれないものとする。

3 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題)

第 4 条 議題の提出は、学長が行う。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員以外の出席)

第 5 条 教授会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明及び

意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 教授会に専門的事項を協議するために専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 教授会の庶務は、本学事務局総務部とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。